

定額複利預金〔自動継続〕規定(複利型)

青梅信用金庫

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳または証書記載の最長お預り期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に表示する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長お預り期限(継続をしたときはその最長お預り期限。以下同様とします。)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長お預り期限以後に支払います。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日)以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長お預り期限までの間に、10万円を超える部分については1万円以上1万円単位の金額で請求することができるものとします。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から最長お預り期限(解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別(300万円未満または300万円以上)の利率(継続後の預金については第2条第2項の利率。)によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- ①6か月以上1年未満
- ②1年以上2年未満
- ③2年以上3年未満
- ④3年以上4年未満
- ⑤4年以上5年未満
- ⑥5年

- (2) 継続後の預金についても第4条第1項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金し、または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

(5)この預金のお預り当初、元金金額が 300 万円を超えていた場合でも一部支払いによりその元金金額が 300 万円を下回った場合には、その日から 300 万円未満の金額階層別利率を適用します。

(6)継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(7)債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(8)当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の 6 か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率または、最長お預り期限の約定利率×10%のいずれか低い方の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(9)この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取り扱います。

6. (規定の変更)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2020 年 9 月 1 日現在)

以上